

# 部分休業制度 Q & A

[平成 26 年度改定 県立学校版]

教育人事課

## 【部分休業とは？】

部分休業制度とは小学校入学始期までの子を養育するために、1日2時間以内まで休業することができる制度です。

Q1 どのような職員が部分休業をとることができますか。

A：小学校就学始期までの子を養育している職員であれば、男女を問わず、部分休業をすることができます。ただし、非常勤職員は対象とはなりません。

Q2 部分休業はどのようなとり方ができますか。また、手続についても教えてください。

A：1日の正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間を30分単位で取得することができます。

○生後2年3月に達しない子を対象とする育児時間が認められている場合は、育児時間（1日2回、1回60分(生後2年に達した子を育てる場合にあっては45分)）と部分休業とを併せて1日2時間以内となります。

○夫婦が共に職員の場合、それぞれが2時間まで部分休業を取得することができます。また、夫婦が同一日同一時間帯に部分休業を取得することができます。

○配偶者が専業主婦（夫）である場合や産後休暇、育児休業、育児短時間勤務を取得している場合であっても、職員は部分休業を取得できます。

\*事前に「部分休業承認請求書」（様式5）に部分休業を必要とする理由、期間及び時間等を記入の上、校長経由で教育人事課に提出してください。（事後の請求は不可となります。）

\*部分休業は日単位で何回でも取得できますが、必要な期間を一括して請求してください。

Q3 ある期間まとめて部分休業の承認を得ています。そのうちの一部について部分休業しないことにする場合、どのような手続が必要ですか。

A：包括的に部分休業を承認されている期間のうち一部分を部分休業しないで勤務する場合には、事前に部分休業をしない日又は時間について承認の取消を受けてください。

この場合でも、取り消された日・時間以外の承認は有効ですので、再度部分休業の申請を行う必要はありません。

※部分休業は、勤務することを前提に認められていますので、部分休業に引き続いて年次休暇を取得する場合には、部分休業の承認は取り消されます。

(部分休業が取り消された時間は年次休暇を取得することとなります。)

※部分休業承認取消簿に部分休業を取り消す日、時間及び時間数を記入し、校長に提出し、押印を受けてください。

Q4 部分休業を承認されている期間が満了する前に部分休業が終了することはありますか。また、それはどんな場合ですか。

A：部分休業が承認されている期間に、次の事由等が生じたときは、部分休業が失効し、又は取り消されることとなります。

[失効]

- 次子の産前休暇に入ったとき
- 次子を出産した場合
- 休職又は停職の処分を受けた場合
- 子が死亡した場合
- 職員の子でなくなった場合（離縁、養子縁組の取消等）

[取消]

- 子を養育しなくなった場合（子と別居、職員の病気、子を託児）
- 承認を受けている子以外の子について新たな部分休業の承認を請求しようとする場合

※休業に係る子が死亡した場合、職員の子でなくなった場合又は取消事由が生じた場合には、「育児休業等失効・終了届」（様式4）を教育人事課へ提出してください。

Q5 部分休業中の給与はどうなりますか。

A：給与（俸給、俸給の調整額、調整手当等）は減額されます。

減額される額は、毎月の部分休業の時間を合計した時間数について、勤務しなかった1時間につき勤務1時間当たりの給与額となります。

- 扶養手当、通勤手当、住居手当等は減額されません。
- 期末手当は減額されません。
- 勤勉手当の算定に当たっては、基準日以前6月間に部分休業をした日が90日を超えた場合には、その間の部分休業の総時間数を日数に換算し、勤務した期間より除算されます。

県立学校職員の部分休業にかかる承認の請求手続等については、  
「学校職員の育児休業制度等に関する取扱要領」  
第3 部分休業を参照してください。